

たかね荘ホームヘルプサービス（訪問介護）利用料

（令和 3 年 8 月 1 日以降）

1. 基本単価

単位数

身体介護中心型 （身体介護と生活援助が混在する 場合であって身体介護中心で ある場合を含む）	20 分未満	167
	20 分以上 30 分未 満	250
	30 分以上 1 時間未 満	396
	1 時間以上 +30 分増すごと	579 84
引き続き、「生活援助中心型」を 行った場合	所要時間が 25 分増すごとに ※身体介護中心型の訪問介護の所要時間が 20 分以上の場合に限る。	67
生活介護中心型	20 分以上 45 分未満	183
	45 分以上	225

2. 各種加算等

加 算 内 容	加算状況
早朝派遣（午前 6 時から午前 8 時まで）	100 分の 125
夜間派遣（午後 6 時から午後 10 時まで）	100 分の 125
深夜派遣（午後 10 時から午前 6 時まで）	100 分の 150
訪問介護員 2 人体制派遣	100 分の 200
緊急時訪問介護加算	100 円/回
初回加算	200 円/月
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在 する建物に居住する利用者 20 人以上にサービ スを行う場合	100 分の 90
特定事業所加算Ⅱ	利用単位数の 10%
介護職員の賃金改善等の基準を満たしている場合 介護職員処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ（基本料金＋加算）×20%を 1 月につき算定	

（注 1） 令和 3 年 4 月から 9 月末までの間、新型コロナウイルス感染症への対応として、  
月毎に合算した基本単価に 0.1 を上乗せした単価となります。

（注 2） 坂町は、地域区分が「7 級地」であるため、単位数の合計に 10.21 円を乗じた  
金額が料金となります。利用者の自己負担は、保険者が発行する負担割合証によ  
り 1 割から 3 割負担です。（介護保険料滞納者の場合は 3 割負担）

（注 3） 看取り期の対応について、2 時間未満の間隔で訪問介護を提供した場合、そ  
れぞれのサービス提供時間に応じた所定単位数（料金）となります。

（注 1） 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して介護を行う場合は、通常  
の事業の実施地域を越えた時点から路程 1 キロメートル当たり 10 円を実費と  
して徴収する。